

X - 1 - 1 - 1 - 0 2
5 年 保 存

秋本通第37号 生企第98号
地第50号

平成26年3月5日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

非常通報装置の設置等取扱要領の一部改正について（例規）

非常通報装置の設置等取扱いについては、「非常通報装置の設置等取扱要領の一部改正について（例規）」（平成23年4月1日付け秋本通第17号、生企第148号。以下「旧例規」という。）により実施してきたところであるが、別添のとおり同要領の一部を改正し、平成26年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

別添

非常通報装置の設置等取扱要領

第1 目的

この要領は、非常通報装置（以下「通報装置」という。）の設置及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 通報装置の定義

この要領にいう通報装置とは、緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより通信指令室（秋田県警察通信指令に関する訓令（平成22年秋田県警察本部訓令第9号）第3条第3号に規定する通信指令室をいう。以下同じ。）に送信する装置をいう。

第3 通報装置の設置対象施設

通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置がとられている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共的施設、重要防護対象又はこれらに準ずる施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害の程度及び社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、通信指令室における受理体制等の事情を総合的に勘案して、通報装置の設置が適当であると認められるものに設置するものとする。

第4 通報装置等の要件

通報装置及び通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) センサー等の感知により自動的に通報する装置ではないこと。
- (2) 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- (3) 通信指令室において、通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による非常通報であること及び当該装置による通報の発信地を認識することができること。
- (4) 通信指令室において、逆信その他の方法により、通報装置の周囲の状況を確認することができること。
- (5) 前記(1)から(4)までに掲げるもののほか、通信指令業務に支障が生ずるおそれがないと認められること。

第5 設置

1 設置の承認申請

通報装置を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、運用を開始する10日前までに、設置施設の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に次に掲げる書面それぞれ正副2通を提出して申請するものとする。

- (1) 非常通報装置設置承認申請書（様式第1号）
- (2) 設置施設付近の見取図
- (3) 通報装置の本体、発報確認ランプ、通報用ボタン、逆信受理電話機、付加装置等の取付位置を明示した平面図

2 申請に伴う調査

署長は、前記1の承認申請を受理したときは、速やかに必要な調査及び指導を行い、

設置者に通報試験を実施させるものとする。

調査の結果について、非常通報装置設置に関する調査書（様式第2号）により、非常通報装置設置承認申請書の正本とともに本部長に副申するものとする。

なお、非常通報装置設置承認申請書の副本については、調査書の写しとともに保管管理するものとする。

3 申請内容の確認及び設置承認書の交付

本部長は、前記2の副申に基づき、当該施設が第3の施設に該当し、かつ、第4の要件を満たすことを確認したときは、非常通報装置設置承認書（様式第3号）を署長を経由して交付するものとする。ただし、当該施設が第3の施設に該当せず、又は通報装置が第4の要件を満たさないと認められる場合は、非常通報装置設置不承認通知書（様式第4号）により、設置者に対し当該装置による通報には対応できない旨通知するものとする。

4 設置者の遵守事項

署長は、通報装置の適正な運用を図るため、設置者に対し、次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 通報装置による通報を適切に行い誤報等を防止するために、工事等により誤報の可能性がある場合、保守点検のため通報試験を行う場合等には、事前に通信指令室に連絡するなど必要な措置を講ずるとともに、定期的に保守点検を受け、その結果を記載した書面を通報装置の廃止まで保管しておくこと。
- (2) 設置施設ごとに運用責任者を置き、必要な事務を行わせるとともに、通報装置の設置、運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して本部長又は署長が行う指導を受けさせること。

5 設置承認に伴う条件の付与

本部長は、通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合で、110番通報を行うことが困難であるときに限って行うものとするほか、必要に応じて、通報装置の設置、運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して適当と認められる条件を付するものとする。

6 運用開始届

本部長は、3の承認を受けた設置者が、通報装置の運用を開始したときは、非常通報装置運用開始届（様式第5号）の正副2通を、速やかに署長を経由して提出させるものとする。

署長は、正本については本部長に副申するものとし、副本については保管管理するものとする。

第6 変更届

1 変更の場合の届出

設置者が第5の3の承認を受けた通報装置について、承認申請時の内容を変更した場合は、非常通報装置変更届（様式第6号）正副2通を、署長を経由して本部長に提出するものとする。

なお、機器の変更を伴う場合は、非常通報装置変更届に通報装置の本体、発報確認ランプ、通報用ボタン、逆信受理電話機、付加装置等の取付位置を明示した平面図を

添付するものとする。

2 届出に伴う調査

署長は、前記1の届出があった場合は、速やかに必要な調査を行うものとし、機器の変更を伴う場合は、設置者に通報試験を実施させ、その結果を非常通報装置変更に関する調査書（様式第7号）により、非常通報装置変更届の正本とともに本部長に報告するものとする。非常通報装置変更届の副本については、調査書の写しとともに保管管理するものとする。

第7 廃止届

設置者が通報装置を廃止するときは、非常通報装置廃止届（様式第8号）正副2通を、署長を経由して本部長に提出するものとする。

第8 設置承認の取消し

1 変更に伴う取消し

変更に伴う調査の結果、当該施設が第3の施設に該当せず、又は通報装置が第4の要件を満たさないと認められる場合、及び内容に不備があっても本部長又は署長が行う指導に従わない場合は、設置者に対し、当該装置の廃止を求め、設置者がこれに従わない場合は当該装置の承認を取り消し、非常通報装置設置承認取消通知書（様式第9号）により、通報には対応することができない旨通知するものとする。

2 指導に従わない場合の取消し

本部長は、設置者又は運用責任者が、通報装置の設置、運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して本部長又は署長が行う指導に従わない場合は、設置者に対し、当該装置の廃止を求め、設置者がこれに従わない場合は、非常通報装置設置承認取消通知書により当該装置の承認を取り消し、通報には対応することができない旨通知するものとする。

第9 誤報の防止と措置

設置者は、通報装置による誤報等があった場合は、当該誤報等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた上、その結果を非常通報装置誤報等措置報告書（様式第10号）により、署長を経由して本部長に提出するものとする。

署長は、非常通報装置誤報等措置報告書を受理したときは、誤報等再発防止の措置が適切であることを確認の上、本部長に副申するものとする。

第10 非常通報装置の管理

本部長及び署長は、それぞれ非常通報装置設置者名簿（様式第11号）を備え付けるものとし、本部長にあつては非常通報装置に関する申請・変更・誤報・廃止に関する書類の正本を、署長にあつてはその副本を添付し、記載事項に異動があるときはその都度整備して当該通報装置が廃止されるまでの間、これを常に活用できるようにしておかなければならない。

第11 設置者カード

署長は、非常通報装置設置者カード（様式第12号）を備え付け、記載事項に異動があるときはその都度整備し、活用できるようにしておかなければならない。

第12 通報装置の設置及び運用に関する留意事項

1 本部長及び署長は、通報装置の適正な設置及び運用を図るため、次の事項に留意し

なければならない。

- (1) 設置者及び運用責任者に対し、通報装置の設置、運用その他防犯・安全確保に関して事前指導を徹底すること。
 - (2) 通報装置に係る申請の内容が最新の情報に更新されているか等通報装置の設置状況を定期的に確認し、通報装置による通報に迅速かつ的確に対応することができる体制が構築されているか等について検証するものとする。
- 2 本部長は、通報装置による通報、誤報等の件数、通報装置の運用状況を定期的に確認し、通報装置による通報が適切に行われているか、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じていないか等について検証するものとする。

第13 業務の取扱い

本要領において、本部長が行う業務にあつては生活安全部通信指令課長が、署長が行う業務にあつては警察署地域課長が取り扱うものとする。

第14 経過措置

この要領に定める事項を実施する際、現に運用している通報装置及びこれに相当する装置並びに試験実施している特定郵便局に設置する通報装置は、本要領に定める通報装置として取り扱うものとする。

様式第1号

非常通報装置設置承認申請書

年 月 日

秋田県警察本部長 殿

申請者

㊟

非常通報装置の設置について承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 設置施設名
- 2 所在地
- 3 機器の形式
- 4 運用責任者
- 5 設置施行者
- 6 保守点検者
電話 () 局 番
- 7 通報録音文
電話 () 局 番
- 8 接続電話番号 電話 () 局 番
連絡電話番号 電話 () 局 番
- 9 運用開始予定日
- 10 添付書類
 - (1) 現場付近の見取図
 - (2) 建物の平面図に次に掲げるものの取付位置を明示した図面
 - ア 非常通報装置の本体
 - イ 発報確認ランプ
 - ウ 通報用ボタン
 - エ 逆信受理電話機
 - オ 付加装置等の取付位置
 - カ その他

様式第2号

非常通報装置設置に関する調査書

年 月 日

秋田県警察本部長 殿

警察署長

年 月 日申請の非常通報装置設置承認申請につき調査した結果は、下記の通りであるから報告する。

記

設 置 施 設		
申 請 者		
	調 査 項 目	適 否 (有 無)
設置対象要件	1 金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共的施設、重要防護対象又はこれらに準ずる施設であること	
	2 警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置がとられていること	
	3 当該施設において事案が発生した場合の社会的影響などを勘案して、通報装置の設置が適当であること	
通報装置の要件	1 センサー等の感知によって自動的に通報する装置ではない。	
	2 非常ボタンは、平面図のとおり誤操作のおそれがない位置に設置され、アクリル板による覆いなど、誤報等を防止するための機能がある。	
	3 確認ランプは、平面図のとおり正常に通報されていることを通報者が確認できる位置に設置されている。	
	4 通報装置から送信される音声、発信番号通知その他の方法により、通信指令室において、非常通報であること及び発信地を認識できる。	

	5 通報装置から送信される音声は、明瞭で内容に誤りが無い。	
	6 逆信電話は、平面図のとおり適切な位置に設置されている。	
	7 逆信電話のほかに、音声搬出装置その他周囲の状況を確認できる機能の有無	
防犯体制の確保	1 運用責任者の有無	
	2 保守者（定期的保守点検実施担当者）の有無	
	3 専従警備員の有無	
使用要件の徹底	職員に対して、「通報装置は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合であっても、通常の110番通報を行うことが困難なときに限って行うものである」旨の指導をした。	
合言葉の指導	合言葉と基本符号の組合せについての指導をした。	
遵 守 事 項	次の遵守事項の指示 1 誤報等を防止するために必要な措置を講ずること。 2 保守者の保守点検を定期的を受け、その結果を記載した書面を保管しておくこと。 3 誤報等があった場合は、原因を究明し再発防止措置を講じた上、その結果を署長を経由して本部長に報告すること。	
備 考		
設置の適否		

調査実施月日	年 月 日
調 査 者	官 職 氏 名

非常通報装置設置承認書

年 月 日

殿

秋田県警察本部長 印

年 月 日付で申請のあった非常通報装置の設置については、下記の事項を厳守することを条件としてこれを承認します。

記

- 1 非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合であって、通常の110番通報を行うことが困難である時に限って行うこと。
- 2 運用を開始したときは、正副2部の運用開始届を所轄警察署長を経由して警察本部長に提出すること。
- 3 非常通報装置設置承認申請書の内容に変更が生じたときは、正副2部の非常通報装置変更届を所轄警察署長を経由して警察本部長に提出すること。
- 4 非常通報装置を廃止するときは、正副2部の非常通報装置廃止届を所轄警察署長を経由して警察本部長に提出すること。
- 5 非常通報装置の適正な運用を確保するために次に掲げる事項の遵守を徹底すること。
 - (1) 通報装置による通報を適切に行い、誤報等を防止するために必要な措置を講ずるとともに、通報装置の構造等について十分な知識を有する者の保守点検を定期的の実施し、その結果を記載した書面を保管しておくこと。
 - (2) 通報装置による誤報等があった場合は、当該誤報等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた上、その結果を正副2部の非常通報装置誤報等措置報告書により警察署長を経由して警察本部長に提出すること。
 - (3) 設置施設ごとに運用責任者を置き、必要な事務を行わせるとともに、通報装置の設置、運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して警察本部長又は警察署長が行う指導を受けさせること。

様式第4号

非常通報装置設置不承認通知書

年 月 日

殿

秋田県警察本部長 印

年 月 日付けで申請のあった非常通報装置の設置については、下記のとおり承認することができないので通知する。

記

下記 の項目に該当するため承認することができない。

1 非常通報装置の設置対象施設としての要件を満たさない。
2 非常通報装置としての要件を満たさない。
(1) センサー等の感知により自動的に通報する装置となっている。 (2) 誤操作による誤報等を防止するための機能を備えていない。 (3) 正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えていない。 (4) 通信指令室において、当該装置による通報であること及び発信地を認識することができない。 (5) 通信指令室等において、逆信等によって当該装置の周囲の状況を確認することができない。 (6) 通信指令業務に支障が生ずるおそれが認められる。
3 設置承認手続に不備がある。

様式第5号

非常通報装置運用開始届

年 月 日

秋田県警察本部長 殿

申請者

㊟

年 月 日付で承認のあった非常通報装置は、下記のとおり開通試験を実施し、運用を開始したので届出します。

記

1 設置施設名

2 開通試験日時

年 月 日 時 分

3 運用開始月日

年 月 日

様式第6号

非常通報装置変更届

年 月 日

秋田県警察本部長 殿

申請者

㊟

この度、下記事項について変更したので届出します。

記

1 設置施設名

2 所在地

3 変更年月日

年 月 日

4 変更の理由

5 変更内容

6 その他

非常通報装置変更に関する調査書

年 月 日

秋田県警察本部長 殿

警察署長

年 月 日届出の、非常通報装置変更届について調査した結果は、下記の通りであるから報告する。

記

調査実施月日	年 月 日	
設置施設		
	調査項目	適否
通報装置の要件	1 センサー等の感知によって自動的に通報する装置ではない。	
	2 アクリル板による覆いなど、誤報等を防止するための機能がある。	
	3 確認ランプにより、正常に通報されていることを通報者が確認できる。	
	4 通報装置から送信される音声、発信番号通知その他の方法により、非常通報であること及び発信地を認識できる。	
	5 逆信電話その他の方法により、通報装置の周囲の状況を確認できる機能がある。	
通報装置の位置等	1 非常ボタンは平面図のとおり設置され、誤操作のおそれがない位置にある。	
	2 確認ランプは平面図のとおり設置され、通報者から確認できる位置にある。	
	3 逆信電話の位置は平面図のとおり設置され、適切な位置である。	
	4 逆信電話のほかに、音声搬出装置の有無	
設置状況の適否		
備考		

調査者	官職氏名	㊟
-----	------	---

様式第8号

非常通報装置廃止届

年 月 日

秋田県警察本部長殿

申請者

㊞

非常通報装置を、下記のとおり廃止したので届出します。

記

1 設置施設名

2 所在地

3 廃止年月日
年 月 日

4 廃止の理由

5 参考事項

様式第9号

非常通報装置設置承認取消通知書

年 月 日

殿

秋田県警察本部長 印

年 月 日付けで変更届のあった非常通報装置については、下記の理由により承認を取り消し、当該装置による通報に対応することができないので通知する。

記

下記の の項目に該当するため。

1 非常通報装置の設置対象施設としての要件を満たさない。
2 非常通報装置としての要件を満たさない。
(1) センサー等の感知により自動的に通報する装置となっている。 (2) 誤操作による誤報等を防止するための機能を備えていない。 (3) 正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えていない。 (4) 通信指令室等において、当該装置による通報であること及び発信地を認識することができない。 (5) 通信指令室等において、逆信などによって当該装置の周囲の状況を確認することができない。 (6) 通信指令業務に支障が生ずるおそれが認められる。
3 本部長又は署長が行う指導に従わない。

様式第10号

非常通報装置誤報等措置報告書

年 月 日

秋田県警察本部長 殿

報告者

㊟

設置施設名	
誤報発生日時	年 月 日 時 分
誤報の原因	
誤報再発防止のための措置	

様式第12号

非常通報装置設置者カード

年 月 日

設置施設名	所在地
運用責任者	接続電話 () 局 番 連絡電話 () 局 番
【現場付近見取図】	
【建物平面図】	